

平成30年度(2018年度)実績

精神保健福祉センター一所報

(第42集)



熊本県精神保健福祉センター



目 次

I センター施設等概要

1 業務	1
2 沿革	1
3 歴代所長	1
4 施設の概要	2
5 職員の構成	2
6 歳入歳出決算状況	2
7 センター条例〈抜粋〉	3

II センター業務概要

1 企画立案	4
2 技術指導及び技術援助	5
3 教育研修	7
4 普及啓発	12
5 精神保健福祉相談及び診療	14
6 組織育成	16
7 依存症対策関連事業	19
8 DV対策支援事業	22
9 思春期精神保健対策事業	23
10 自殺対策推進事業	24
11 精神医療審査会	25
12 自立支援医療及び精神障害者保健福祉手帳判定会	26
13 ひきこもり地域支援センター事業	27
14 熊本地震被災者支援事業	31

III 学会・研究会活動報告

1 熊本アルコール関連問題学会	33
2 熊本精神科リハビリテーション研究会	34
3 第54回全国精神保健福祉センター研究協議会	35

<資 料>

精神保健福祉センター運営要領	36
----------------	----

※本書中の実績は、特に断りのない限り平成30年(2018年)4月1日から平成31年(2019年)3月31日のデータです。

I センター施設等概要

1 業務

精神保健福祉センターは、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、知識の普及を図り、調査研究を行い、並びに相談及び指導のうち複雑困難なものを行うとともに、精神医療審査会の事務並びに自立支援医療(精神通院医療)及び精神障害者保健福祉手帳の申請に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行う施設です。

また、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく「精神保健福祉センター運営要領」におけるセンターの目標は、地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助に至るまでの広範囲にわたるとされ、下記の業務を行っています。

なお、平成24年(2012年)4月からは熊本市の政令指定都市移行に伴い、熊本市にも「こころの健康センター」が設置されました。これにより、熊本市在住の方はこころの健康センターで、熊本市以外に在住の方は精神保健福祉センターで対応することとなり、利便性の向上や、相談・支援体制の強化が図られています。

また、平成28年(2016年)4月の熊本地震直後から、災害派遣精神医療チーム(DPAT)や同年10月に設置された「熊本こころのケアセンター」と連携・協働しながら、被災者の心のケアの支援等を行いました。

- | | |
|-----------------|---------------------------|
| 1)企画立案 | 10)薬物関連問題対策事業 |
| 2)技術指導及び技術援助 | 11)自殺対策推進事業 |
| 3)教育研修 | 12)精神医療審査会の審査に関する事務 |
| 4)普及啓発 | 13)自立支援医療及び精神障害者保健福祉手帳の判定 |
| 5)精神保健福祉相談及び診療 | 14)ひきこもり地域支援センター事業 |
| 6)組織育成 | 15)熊本地震被災者支援事業 |
| 7)アルコール関連問題対策事業 | |
| 8)思春期精神保健対策事業 | |
| 9)DV対策支援事業 | |

2 沿革

昭和38年(1963年)10月17日	熊本県精神衛生相談所開設(県中央保健所内)
昭和46年(1971年)9月30日	熊本県精神衛生センター設置条例制定(条例第60号)
昭和47年(1972年)4月1日	熊本市水道町9番16号に新築、開設
昭和47年(1972年)6月17日	保険医療機関として指定(熊公197)
昭和56年(1981年)2月5日	3階増築工事竣工(教育研修部門)
平成元年(1989年)4月1日	熊本県精神保健センターに名称変更
平成7年(1995年)7月1日	熊本県精神保健福祉センターに名称変更
平成23年(2011年)1月4日	熊本市月出3丁目1番120号(旧保育大学校)に移転
平成27年(2015年)4月1日	熊本県ひきこもり地域支援センターを設置

3 歴代所長

初代	藤田 英介	昭和47年(1972年)4月	～	昭和50年(1975年)3月
二代	有働 信昭	昭和50年(1975年)4月	～	昭和54年(1979年)3月
三代	南 龍一	昭和54年(1979年)4月	～	平成5年(1993年)3月
四代	児玉 修	平成5年(1993年)4月	～	平成9年(1997年)3月
五代	中田 榮治	平成9年(1997年)4月	～	平成12年(2000年)3月
六代	舛井 幸輔	平成12年(2000年)4月	～	平成15年(2003年)3月
七代	中島 央	平成15年(2003年)4月	～	平成24年(2012年)3月
八代	児玉 修	平成24年(2012年)4月	～	平成25年(2013年)3月
九代	山口 喜久雄	平成25年(2013年)4月	～	平成30年(2018年)3月
十代	富田 正徳	平成30年(2018年)4月	～	

4 施設の概要

- 位 置 熊本市東区月出3丁目1番120号
- 名 称 熊本県精神保健福祉センター
- 敷 地 4,440.37㎡
- 建 物 (鉄筋コンクリート)

本 館		倉 庫	
1階	838.217㎡	1階	366.617㎡
2階	597.915㎡		
延	1436.132㎡	延	366.617㎡

電話 096-386-1255(業務用) 096-386-1258(手帳・自立用)
 096-386-1166(相談用) 096-386-5310(精神医療審査会用)
 FAX 096-386-1256
 住所 〒862-0920 熊本市東区月出3丁目1-120
 < ホームページ >
 URL <http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/36/>
 メールアドレス seishinhose@pref.kumamoto.lg.jp

5 職員の構成

平成31年(2019年)3月末現在

区分	医師	事務	心理士	保健師	電話相談員	酒害相談員	ひきこも支援 コーディネーター	計
職員(常勤)	2	5	2	2				11
非常勤職員	6	4	3		5	2	2	22
計	8	9	5	2	5	2	2	33

6 歳入歳出決算状況

(1)歳 入 935,396円
 使用料及び手数料 82,622円
 諸収入 852,774円

(2)歳 出

科目	決算額	内 訳			備考
		衛生費	民生費	総務費	
(項)		公衆衛生費他	社会福祉費	総務管理費	
(目)		公衆衛生総務費他	障害者福祉費他	人事管理費	
(計)	36,701,023	36,376,443	243,505	81,075	
報 酬	17,149,361	17,149,361			非常勤24名、委員13名分
共 済 費	1,584,055	1,584,055			非常勤7名分
報 償 費	9,160,581	9,160,581			研修会講師謝金、相談員等謝金、文書料
旅 費	2,493,725	2,192,145	220,505	81,075	普通旅費及び費用弁償
需 用 費	3,080,830	3,057,830	23,000		庁舎維持費、消耗品等
役 務 費	912,183	912,183			電話代、郵便料等
委 託 料	1,744,132	1,744,132			庁舎管理業務等
使用料及び 賃借料	422,156	422,156			各種機器リース料・施設使用料、高速料
負担金、補助 及び交付金	154,000	154,000			熊本県精神科病院協会費等
公 課 費	0	0			

7 熊本県精神保健福祉センター条例(最終改正:平成20年(2008年)3月31日)

昭和46年(1971年)9月30日

熊本県条例第60号

○ 熊本県精神保健福祉センター条例

(設置)

第1条 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及、調査研究、相談及び指導を行うため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第6条の規定に基づき、熊本県精神保健福祉センター(以下「精神保健福祉センター」という。)を熊本市に置く。

(組織)

第2条 精神保健福祉センターに、所長及び必要な職員を置く。

(所長)

第3条 所長は、知事の命を受け、精神保健福祉センターの業務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

(使用料)

第4条 診療を受ける者及び検査を依頼する者は、その都度使用料を納めなければならない。

2 前項の使用料の額は、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)第1号及び第2号の規定により算定した額とする。

3 既納の使用料は、返還しない。

(使用料の減免)

第5条 知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

<参考>

熊本県手数料条例(平成12年(2000年)3月23日公布、熊本県条例第9号)第2条に定める手数料の額

641 熊本県精神保健福祉センターによる診断書の交付 手数料 1通につき 790円

642 熊本県精神保健福祉センターによる証明書の交付 手数料 1通につき 630円

*(令和元年(2019年)10月1日～)

II センター業務概要

1 企画立案

地域精神保健福祉を推進するため、熊本県の健康福祉部及び関係諸機関に対し、専門的な立場から、社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項を含め、精神保健福祉に関する提案、意見具申等を行っています。

1 熊本県精神保健福祉審議会(所長は行政関係委員)

No.	期 日	審 議 等 内 容	参加委員
1	平成30年度(2018年度)は開催なし	(開催なし)	—

2 熊本県精神科救急医療体制連絡調整委員会

精神障がい者の地域医療の充実と社会復帰の促進を図るため、熊本県の精神科救急医療体制のあり方について平成8年度(1996年度)から検討が重ねられ、平成10年(1998年)1月1日から「熊本県精神科救急医療体制整備事業」を、平成24年(2012年)9月1日から「熊本県精神科救急情報センター事業」を、熊本県精神科病院協会(現:熊本県精神科協会)に委託して実施しています。

精神科救急医療体制の円滑かつ適正な運営を図るために、本委員会を平成9年度(1997年度)より設置。健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課所管。

No.	期 日	協 議 等 内 容	参加委員
1	平成31年(2019年)3月13日	議題 (1)精神科救急医療の取組み状況について (2)10連休における精神科医療提供体制の確保について (3)措置入院の運用に関する協議について (4)その他	11人

2 技術指導及び技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から積極的な技術指導及び技術援助を行っています。

○ 活動実績

(厚生労働省報告例による)

事業名	業務	技術指導・技術援助					
		個別ケース処遇			関係機関事業		
		来所 件数	電話等 件数	検討会 件数	アウトリーチ 件数	来所等 回数	出張分 回数
		回	回				
一般事業			13			19	8
特定 相談 事業	思春期		9	2		2	3
	アルコール		3			23	9
薬物			3			11	10
ギャンブル			14			5	1
社会復帰		1	3	2		13	4
心の健康づくり		2	8	3		13	11
老人精神保健						1	
ひきこもり			1				9
自殺関連			1			21	19
犯罪被害			1			2	1
災害			2	1	1	10	41
合計		3	58	8	1	120	116
		70			236		

1 個別ケースの処遇についての技術指導・援助(来所、電話等、事例検討会、アウトリーチ)

関係機関の個別のケースについて、関係機関に対し、技術指導・援助した件数を各区分毎に計上。

	技術指導・援助(個別ケース分) (延件数)												
	一般事業	思春期	アルコール	薬物	ギャンブル	社会復帰	心の健康 づくり	老人 精神保健	ひきこもり	自殺関連	犯罪被害	災害	計
保健所	3	1				2	2						8
市町村	6	6	2	1	4	2	8			1	1	3	34
福祉事務所													0
医療施設	2			1	8		1						12
老人関係施設													0
社会復帰施設		1				2	1						4
社会福祉施設													0
教育関係機関		2											2
その他	2	1	1	1	2		1		1			1	10
計	13	11	3	3	14	6	13	0	1	1	1	4	70

2 関係機関の事業等への技術指導・援助(助言)(来所、電話等分)

関係機関の主催する会議や研修会等の事業等について、関係機関の職員がセンターに来所又は電話等での相談に対し、技術指導・援助・助言した件数を各区分毎に計上。

	技術指導・援助(関係機関事業分) (延件数)												
	一般事業	思春期	アルコール	薬物	ギャンブル	社会復帰	心の健康づくり	老人精神保健	ひきこもり	自殺関連	犯罪被害	災害	計
保健所	6			1		6	3			4		1	21
市町村	3	1	1			1	7			14	1	1	29
福祉事務所													0
医療施設	4		4										8
老人関係施設			1										1
社会復帰施設					1	3							4
社会福祉施設						1							1
教育関係機関	1	1								2		1	5
その他	5		17	10	4	2	3	1		1	1	7	51
計	19	2	23	11	5	13	13	1	0	21	2	10	120

3 関係機関の事業等への技術指導・援助(出張分)

関係機関の主催する会議や研修会等の事業等について、センター職員が関係機関に出張し、技術指導・援助・助言した件数を各区分毎に計上。

	一般事業	思春期	アルコール	薬物	ギャンブル	社会復帰	心の健康づくり	老人精神保健	ひきこもり	自殺関連	犯罪被害	災害	計
保健所	4		1			2	6			14		4	31
市町村							1			3		28	32
福祉事務所													
医療施設	2		1									2	5
老人関係施設													
社会復帰施設				1									1
社会福祉施設													
教育関係機関		2								1			3
その他	2	1	7	9	1	2	4		9	1	1	7	44
計	8	3	9	10	1	4	11	0	9	19	1	41	116

3 教育研修

センターでは、地域や職域において精神保健福祉に携わっている人や職員等に対し、種々の研修を行っています。研修内容は、精神保健福祉に初めて携わる人から高度でかつ専門的な知識や技術の修得を目指す人まで幅広く、それぞれの目的に応じて参加できるように企画しています。

○ 活動実績

(厚生労働省報告例による)

	研修会(講習会) ※対象者毎集計		
	件数 (回)	延日数	延参加者数
一般事業	10	11	480
特定相談 事業	4	4	337
思春期	8	8	507
アルコール	6	6	413
薬物	6	6	413
ギャンブル	2	2	234
社会復帰	15	15	333
心の健康づくり	0	0	0
老人精神保健	3	3	152
ひきこもり	13	13	257
自殺関連	0	0	0
犯罪被害	4	5	398
災害	71	73	3524
合計			

	研修会(講習会) ※対象者毎集計	
	延件数 (回)	延参加人数
保健所	13	516
市町村	9	567
福祉事務所	0	48
医療施設	12	373
老人関係施設	0	11
社会復帰施設	1	212
社会福祉施設	0	104
教育関係機関	8	305
その他	16	562
計	59	2698

1 地域精神保健福祉対策研修

(1) 地域精神保健福祉担当者研修会 ※内容・講師は、4カ所とも同様

期 日	内 容	講 師	参加人数
5月23日(水) 天草地域振興局	1 事例から学ぶ対応の仕方について	1 熊本県精神保健福祉センター 所長 富田 正徳 主幹 宮本 靖子	5月23日 15人
6月4日(月) 八代地域振興局	①統合失調症 ②アルコール関連問題 ③うつ病		6月4日 37人
6月7日(木) 嘉島町民会館	2 支援者が知っておきたいコミュニケーション技法	2 こころのケアセンター 臨床心理士 藤野 智子	6月7日 48人
6月11日(月) 菊池地域振興局	3 ひきこもり体験をとおして支援者に伝えたいこと ひきこもり地域支援センターの紹介	3 ひきこもり体験者 ひきこもり支援コーディネーター	6月11日 72人
	4 依存症を理解する ～薬物依存所回復の体験をとおして～	4 熊本ダルク 施設長 田邊 忠司	合計:172人
	5 依存症と借金	5 熊本クレサラ被害をなくす会 会長 高濱 登志子	

2 地域精神保健福祉専門技術研修（本項目については、14 熊本地震被災者支援事業に掲載）

災害時のこころのケア研修会：災害時に支援者が住民のこころのケアに適切に対応するため実施

3 精神保健課題研修

(1) 思春期精神保健対策専門研修会（「11 思春期精神保健対策事業」の項に掲載）

毎年、学校が夏休みの期間に県内の医療・保健・福祉・教育等の関係職員を対象に、思春期に起こりうる様々な問題に対処できるよう研修会を開催しています。平成30年度（2018年度）は8月2日（水）に開催し、参加者は177名でした。

(2) ひきこもり対策研修

* 詳細は、「15 ひきこもり地域支援センター事業」の項に掲載

(3) 事例検討会

保健所保健師のスキルアップを図るため、処遇困難事例を保健所等から持ち寄り毎回2事例ずつ事例検討を開催した。 スーパーバイザー こころのケアセンター所長 矢田部裕介

精神保健福祉センター所長 富田正徳

また、この時間を使って保健所精神保健担当者間で情報共有したり、勉強会を開催した。

	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計
人数	18 ★1	10	13 ★2	18	9	11	10	12	10	11	122

ケースの内訳 統合失調症 8、ひきこもり 3、迷惑行為 2、依存症 2、発達障がい 1、気分障害 1、妄想性障害 1、思春期 1、計19事例

★1 措置入院の対応マニュアル情報共有 ★2 依存症勉強会、

(4) 依存症の治療に関わっているスタッフミーティング（開催場所：精神保健福祉センター）

県下で依存症治療を行っている精神科医療機関の看護師、精神保健福祉士、心理士等のスタッフや他の関係機関スタッフを対象に開催しています。

各医療機関の治療状況や取組みなどの情報提供、自助グループとの交流などを通じ、スタッフの研修及び情報交換の場となっています。

期 日	担当医療機関	内 容	参加人数
4月19日(木)	精神保健福祉センター	関係機関の取組み紹介 「熊本こころのケアセンターにおけるアルコール問題への取組み」 熊本こころのケアセンター 「薬物事犯の状況等について」 熊本保護観察所	44
6月14日(木)	くまもと心療病院	事例検討 「高齢アルコール依存症者への対応について」	51
8月30日(木)	益城病院	講義 「アルコール依存症治療における家族の心得・スタッフの心得～益城病院のローカル・ルールかもしれません～」	58
10月11日(木)	菊池有働病院	「ARP(アルコールリズム・リハビリテーション・プログラム)について語り合おう」	32
2月14日(木)	酒井病院	酒井病院の取組み 当事者の体験談(天草地域断酒会員)	43
計			228

4 普及啓発研修

(1) 自殺対策支援者研修会

期 日	会 場	内 容	参加人数
8月30日(木)	くまもと県民交流館パレア 9階 会議室1	○平成30年度(2018年度)自殺対策企画研修会(パートI) *講師 カウンセリングオフィス・KMJメンタルアシスト代表 臨床心理士 松下 弘子 氏 *講師 熊本県精神保健福祉センター 所長 富田 正徳 氏	59
11月29日(月)	熊本市交際交流会館 5階 大広間	○平成30年度(2018年度)自殺対策企画研修会(パートII) *講師 カウンセリングオフィス・KMJメンタルアシスト代表 臨床心理士 松下 弘子 氏 *講師 希望ヶ丘病院 病院長 松本 武士 氏	47
11月14日(水)	熊本県庁 地下大会議室	○自殺対策専門研修会 ～熊本地震後のこころのケア研修会～ 講演(1) 「市町村保健師による心のケア～地域保健活動を通して のコミュニティーづくり～」 講師：宮城県南三陸町地域包括支援センター 工藤 初恵 氏 講演(2) 「生活者の視点に立った心のケア～災害公営住宅の現 状と対策～」 講師：みやぎ心のケアセンター 石巻地域センター 岡崎 茂 氏	160

(2) 遺族支援に関する研修会及び交流会

期 日	会 場	内 容	参加人数
10月8日(祝)	ウェルパル熊本 3階すこやかホール	○御遺族の語り ① 父を亡くした息子の立場から ② 兄を亡くした妹の立場から ○交流会 (情報交換等)御遺族のみ	研修会 27名 交流会 5名

(3) ゲートキーパー養成研修

市町村職員、介護支援専門員、各相談機関の職員等を対象に、自殺危機にある人のサインを見逃さず、理解を深め、安全確保を行いフォローしていくスキルを習得することにより、地域の自殺予防を推進することを目的として、研修会を実施しました。(①5.5時間コース 140名を養成、②1.5～2時間コース 87名養成)

①ゲートキーパー養成研修(5・5時間コース)

期 日	開 催 場 所	参加人数
7月 6日(金)	天草地域自殺予防ゲートキーパー養成研修 天草地域振興局	12
8月27日(月)	鹿本地域自殺予防ゲートキーパー養成研修 鹿本市域振興局	11
9月11日(火)	上益城地域自殺予防ゲートキーパー養成研修(第1回) 御船保健所	16
9月14日(金)	水俣芦北地域自殺予防ゲートキーパー養成研修 水俣保健所	15
11月27日(火)	八代地域自殺予防ゲートキーパー養成研修 八代保健所	8
11月30日(金)	阿蘇地域自殺予防ゲートキーパー養成研修 阿蘇地域振興局	14
12月 4日(火)	上益城地域自殺予防ゲートキーパー養成研修(第2回) 御船保健所	16
12月 7日(金)	人吉・球磨地域自殺予防ゲートキーパー養成研修 球磨地域振興局	7
12月12日(水)	菊池地域自殺予防ゲートキーパー養成研修 菊池地域振興局	9
12月19日(水)	宇城地域自殺予防ゲートキーパー養成研修 宇城保健所	15
3月15日(金)	有明地域自殺予防ゲートキーパー養成研修 有明保健所	17

②ゲートキーパー養成研修(1.5～2時間コース)

期 日	開 催 場 所	参加人数
9月21日(金)	鹿本地域(山鹿市市民講座)2時間コース 山鹿市民センター	87

③ゲートキーパー講師養成研修会

当センターが実施しているゲートキーパー養成研修パッケージについて、実際の講義・演習の進め方を学び、今後講師として活動できる人材養成として、講師養成研修を開催しました。

期 日	講 師	開 催 場 所	参加人数
2月8日(金)	希望ヶ丘病院 小柳 勇人 氏 益城病院 大宮 理絵 氏 精神保健福祉センター	精神保健福祉センター	34

(7)職場のメンタルヘルス研修会

地域、職場、家庭におけるメンタルヘルスの重要性について認識を深め、こころの健康づくりの向上を図ることを目的として、公共社団法人熊本県精神保健福祉協会と共催により開催しました。

期 日	講 師	開 催 場 所	参加人数
6月29日(火)	カウンセリングオフィス KMJメンタルアシスト代表 臨床心理士 松下 弘子 氏 熊本大学保健センター 精神科医師 藤瀬 昇 氏	熊本県民交流館パレア	60
11月29日(火)	カウンセリングオフィス KMJメンタルアシスト代表 臨床心理士 松下 弘子 氏 希望ヶ丘病院 精神科医師 松本 武志 氏	熊本県民交流館パレア	41

4 普及啓発

精神保健福祉に関する知識や精神障害者の権利擁護等について、様々な媒体を通して普及啓発を行うとともに、保健所及び市町村が行う普及啓発活動に対して、専門的立場から協力、指導及び援助を行っています。

○ 活動実績

業務 事業名	普及啓発 (講習会・座談会等)		
	件数	延日数	延参加者数
一般事業			
思春期			
アルコール	17	17	123
薬物	27	27	232
ギャンブル			
社会復帰			
心の健康づくり	5	5	6
老人精神保健			
ひきこもり	65	65	574
自殺関連	11	11	106
犯罪被害			
災害			
合計	125	125	1041

1 普及啓発

精神障害者(家族)に対する教室等(開催場所:精神保健福祉センター、各保健所)

事業名	対象	期日	参加人数	啓発等内容
依存症家族ミーティング (地域版含む)				「アルコール関連問題対策事業」の項に詳細を掲示
依存症回復支援プログラム「KUMARPP (クマーブ)」				「薬物関連問題対策事業」の項に詳細を掲示
自死遺族グループミーティング「かたらんね」 *の開催日は地域版として各保健所にて 開催	自死遺族	5月24日 6月28日* 7月26日 8月23日* 9月27日 10月25日* 11月22日 12月13日* 1月24日 2月28日* 3月28日	7 1 7 1 7 0 3 0 4 1 8	交流会
自死遺族講演会	自死遺族	10月8日	11	講演会
ひきこもり本人の集い ひきこもり家族セミナー				「ひきこもり地域支援センター事業」の項に詳細を掲示

2 リーフレット等の普及啓発資料の作成・配布

No.	発行日	普及啓発資料	
2	7月	「節酒支援ポスター(飲酒習慣を変えるヒント B2版)」 「節酒支援ポスター(AUDIT B2版)」	増刷
1	2月	「ストレスケアガイドブック」	増刷
3	3月	「ひきこもり理解のための啓発リーフレット」	増刷

3 精神保健福祉大会等の後援・協力等

期 日	主 催	名 称	会 場	参加人数
10月12日(金)	精神保健 福祉協会	第56回熊本県精神保健福祉大会	くまもと森都心プラザ	390

4 ビデオ等の貸し出し

当センターでは普及啓発の一環として、ビデオ・DVDの貸し出しを行っています。
平成30年度(2019年度)の貸し出し状況については、以下のとおりです。

	種 目	利用件数(延べ)
ビデオ DVD	一般精神保健福祉関係	1件
	アルコール関係	2件
	老人保健福祉関係	1件
	思春期保健福祉関係	1件
	薬物保健福祉関係	3件
合 計 6件		

5 精神保健福祉相談及び診療

当センターでは、保健所及び関係機関が取り扱った事例のうち、複雑又は困難なものの相談指導を実施し、適切な処置を行っていますが、このような複雑困難な事例に限らず、必要に応じて対応しています。年齢層は高校生から高齢者まで幅広く、相談内容も多岐にわたっています。

相談の形態は来所相談と電話相談に分かれますが、電話相談の場合はできるだけ来所を促し、時間をとって対応できるよう努めています。

1 相談等の概要

(1) 来所相談体制

相談スタッフは、センター職員及び非常勤職員(精神科医師、心理職)で対応しています。相談は予約制をとっていますが、緊急時の相談はこの限りではありません。

(2) 電話相談体制

5人の電話相談専門の非常勤職員を配置し、専用の回線で受理しています。この他、職員も対応しています。(受付時間は9時から16時まで。)

2 相談等の実人員について(厚生労働省報告例による)

(1) 来所・電話の相談件数

	電話 延件数	電話以外 延件数
1 老人精神保健	51	1
2 社会復帰	168	19
3 アルコール	256	29
4 薬物	187	14
5 ギャンブル	153	54
6 思春期	102	39
7 心の健康づくり	1,692	472
8 うつ・うつ状態	1,107	33
9 摂食障害	10	11
10 てんかん	2	1
11 その他	2,510	80
計	6238	753

(2) 来所相談の状況

○ 月別の相談状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
新規・年度新	30	20	15	12	10	21	14	13	5	7	13	10	170
延件数	31	35	35	31	22	37	36	31	30	24	30	29	371

○ 男女別の相談状況

	実人員	一般	思春期	アルコール	薬物	ギャンブル	社会復帰	心の健康づくり	老人精神保健	うつ・うつ状態	摂食障害	てんかん	計
男	95	53	19	16	7	51	14	36	0	10	0	1	207
女	75	27	14	12	6	4	0	75	1	15	10	0	164
計	170	80	33	28	13	55	14	111	1	25	10	1	371

○ 相談者の年齢状況(実人数)

	0～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～	不詳	計
男	6	15	21	22	14	10	7	95
女	9	9	14	13	12	13	5	75
計	15	24	35	35	26	23	12	170

○ 相談者の住所地(実人数)※管轄する保健所ごとに分類

	熊本市	有明	山鹿	菊池	阿蘇	御船	宇城	八代	水俣	人吉	天草	県外	不詳	計
男	21	6	5	21	6	11	10	3	0	3	3	4	2	95
女	19	2	2	20	1	10	8	8	0	1	2	1	1	75
計	40	8	7	41	7	21	18	11	0	4	5	5	3	170

(3)電話相談の状況

○ 男女別の相談数

男	女	不詳	計
3681	2420	55	6156

○ 月別の相談状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
新規・年度新	215	171	133	125	134	142	140	93	100	101	107	106	1567
継続	315	393	451	423	434	363	436	387	328	385	367	307	4589
計	530	564	584	548	568	505	576	480	428	486	474	413	6156

○ 新規相談:相談者の年齢状況

	0～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～	不詳	計
男	53	86	116	82	64	66	166	633
女	55	77	93	87	72	71	241	696
不詳	2	0	1	0	0	0	11	14
計	110	163	210	169	136	137	418	1343

6 組織育成

地域精神保健福祉活動の向上を図るためには、地域住民による組織的活動が必要です。このため、センターは、家族会、患者会、社会復帰事業団体など都道府県単位の組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力しています。

○ 活動実績(厚生労働省報告例による)

事業名	業務	組織育成 (支援)	参加者数
		延件数	
一般事業		1	400
特定相談 事業	思春期 アルコール	15	897
薬物		3	45
ギャンブル		1	137
社会復帰		5	170
心の健康づくり		1	423
ひきこもり		48	174
災害			
合計		74	2246

※薬物再掲 8 件、ギャンブル再掲 8 件を含む

	組 織 育 成						計
	患者会	家族会	断酒会等	職親会	ボランティア会	その他	
支援件数	55	3	8			8	74

1 精神障害者家族会

熊本県精神障害者家族会連合会は、昭和46年(1971年)9月に5つの病院家族会から出発しました。平成2年(1990年)7月には社団法人化されて「熊本県精神障害者福祉会連合会」となっています。さらに、平成25年(2013年)4月には、一般社団法人に移行し、「一般社団法人熊本県精神障害者福祉会連合会」となりました。

精神保健福祉センターは、家族会の主催する大会や研修会に参加し、必要に応じて情報の提供や助言を行い協力しています。

No.	関係組織	期 日	関 係 事 業 等 名	育成・支援内容	参加者数
1	精神障害者福祉会連合会	平成30年(2018年)6月29日(金)	第48回熊本県精神障害者家族大会	来賓 開催支援	400人
2	精神障害者福祉会連合会	平成31年(2019年)2月7日(木)~2月8日(金)	平成30年度九州ブロック家族会精神保健福祉推進活動研修会熊本大会	来賓	434人

2 当事者及び家族グループ

(1)精神障害者グループ

社会復帰施設や保健所のサロン等を核に自主的に活動されています。当センターは、各グループの問い合わせや情報提供の窓口として協力しています。

(2)断酒会・AA

熊本県断酒友の会は、アルコール依存症者とその家族で構成されている自助グループです。13 か所の支部で、支部月例会、夜間例会、家族例会が開催されています。当センターでは、断酒会会員を精神科医療機関の院内ミーティングに酒害相談員として派遣し、事業協力することを通して断酒会などの育成援助を行っています。

AAは、県下に6グループ(8会場)あり、アルコールを必要としない生活を送るためのミーティングが開かれています。当センターでは、オープンミーティングの開催を関係機関に周知したり、講師派遣をするなど、組織の育成援助を行っています。平成30年(2018年)10月現在、家族(アラノン)のミーティング(1会場)は休止中です。

(3)ギャンブル依存症・薬物依存症

OGAは、県下に3グループ(7会場)ありミーティングが開かれています。また、家族(ギヤマノン)のミーティング(1会場)も開かれています。

ONAは、1会場でミーティングが開かれています。また、家族(ナラノン)のミーティング(1会場)も開かれています。

No.	関係組織	期 日	関 係 事 業 等 名	育成・支援内容	参加者数
1	NPO法人断酒友の会 会家族会(みのり)	4月15日(日)	第8回家族会(みのり)	関係者として出席	19
2	ダルク家族会	5月20日(日)	熊本ダルク家族会研修会	関係者として出席	30
3	NPO法人熊本県断酒友の会	6月 3日(日)	アルコール健康障害対策・一般市民公開セミナー	関係者として出席	150
4	アメシスト	8月26日(日)	アメシスト例会	関係者として出席	41
5	AA熊本地区グループ	9月 2日(日)	第29回AA熊本地区 オープンスピーカーズミーティング	講話	80
6	GA熊本	10月7日(日)	GA日本29周年全国大会	関係者として出席	200
7	全国断酒連盟	12月1日(土)	SBIRTS普及促進セミナー	関係者として集積・発表	70

(4)DV被害者(女性)グループミーティング

DV被害者が暴力を受け続けることにより奪われた自尊心や主体性の回復を目的とし、被害者である女性が自分自身の生き方を見直し、少しずつ自分の力を取り戻し生きていけるよう支援するミーティングを開催しています。

当事者が自由に語り合う場ですが、二次被害を防ぐため、臨床心理士がファシリテーターを務めています。平成30年度(2018年度)の参加者総数は、延15名でした。

(5)ひきこもり本人の自助グループ

ひきこもり地域支援センターのひきこもり本人の集い“ゆるっとスペース CoCo”の参加者を対象に、自助グループ活動の場を提供しています。

3 精神保健福祉ボランティア

精神障害者を地域で支えるため、精神保健福祉ボランティア養成講座を受講した人を中心に、自主的なボランティアグループが結成され、地域生活支援センターなど精神障がい者が地域で過ごす場所でボランティア活動が展開されています。

4 精神保健福祉協会

精神保健福祉協会は、こころの健康を広く呼びかけ、精神保健の正しい知識の普及と、障害者への理解を深めることを願って設立され、講演会・研修会や心の健康フェスタ・障がい者作品展示事業開催等の啓発活動の他、ボランティアの電話カウンセラーによる年中無休の電話相談「熊本こころの電話」を実施しています。

当センターでは、所長が協会の理事としてその運営に協力しています。

5 その他

No.	関係組織	期 日	関 係 事 業 等 名	育成・支援内容	参加者数
1	熊本アルコール 関連問題学会	6月13日(水) 11月10日(土)	理事会 第34回熊本アルコール関連問題学会	事務局補佐 事務局補佐	29 94

2	熊本DARC	2月14日(水)	熊本DARC理事会	会議出席	14
3	熊本アクションフォーラム	6月 1日(金)	実行委員会	委員会出席	15
		7月 6日(金)	実行委員会	委員会出席	19
		8月 3日(金)	実行委員会	委員会出席	19
		9月 7日(金)	実行委員会	委員会出席	15
		10月 5日(金)	実行委員会	委員会出席	16
		11月 2日(金)	実行委員会	委員会出席	17
		12月 7日(金)	実行委員会	委員会出席	25
		12月16日(日)	第17回熊本アクションフォーラム	会場運営補佐	240
		1月 8日(金)	反省会	反省会出席	20
4	熊本精神科リハビリテーション研究会	4月24日(火)	運営委員会	事務局補佐	11
		6月8日(金)	運営委員会	事務局補佐	11
		6月8日(金)	理事会	事務局補佐	23
		9月28日(金)	運営委員会	事務局補佐	9
		11月3日(日)	第35回熊本精神科リハビリテーション研究会	事務局補佐	94

7 依存症対策関連事業

1 アルコール関連問題対策事業

『精神保健福祉センターにおける特定相談指導事業実施要領』の「I. アルコール関連問題に関する相談指導等」に基づき、地域精神保健福祉業務の一環としてアルコール関連問題に関する知識の普及や相談指導等、総合的な対策を実施しています。

(1) 事業の内容

- ①アルコール関連問題相談
- ②依存症の治療に関わるスタッフミーティング
- ③依存症家族ミーティング
- ④酒害相談員活動

(2) 事業実績

- ①アルコール関連問題相談

アルコール依存者・家族及び関係者からの相談を受けており、相談件数は、以下のとおりです。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
来所相談	1	4	2	2	3	4	4	3	2	2	2		29
電話相談	24	35	29	23	28	20	24	17	16	10	16	14	256
合計	25	39	31	25	31	24	28	20	18	12	18	14	285

- ②依存症の治療に関わるスタッフミーティング(「教育研修」の項に詳細を掲示)

関係職員の研修、ネットワーク構築の場として、各病院等に参加を呼びかけています。

平成30年度(2018年度)は228名の参加がありました。

- ③依存症家族ミーティング(「普及啓発」の項に詳細を掲示)

アルコール、薬物、ギャンブル等依存症に関して、まず家族が正しい知識を持つこと、家族同士が苦労や悩みを語るにより家族自身が心身共に健康を回復することを主な目的とし、平成4年(1992年)1月からアルコール家族教室を開催してきました。

平成6年度(1994年度)からは名称をアルコール家族ミーティングに変更し、自由な参加形式をとっており、毎月第3金曜日の午後に開催しています。

平成23年度(2011年度)より、名称を依存症家族ミーティングに変更し、アルコールのみでなく、薬物やギャンブル等の家族も対象を拡大しました。また、平成26年度(2014年度)より、地域版依存症家族ミーティングとして、各保健所でも開催しています。平成30年度(2018年度)は4か所で開催し、18名の参加がありました。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
アルコール	3	1	4	3	3	2	6	2	1		9	1	35
薬物	6	5	3	2	5	7	5	4	1	2	3	4	47
ギャンブル	1	1	6		2		1	2				4	17
その他					1		4			1		2	8
合計	10	7	13	5	11	9	16	8	2	3	12	11	107

④依存症家族支援プログラム(KUMAFT)

H29 年度から、依存症家族支援プログラムを開始しました。アルコールの他、薬物・ギャンブル等、依存症問題を抱える方のご家族のためのプログラムです。依存症への理解を深め、効果的なコミュニケーションやご家族にできる対応などについて学び、実践するグループです。1クール6回を年2クール開催し、8名のご家族(述べ40名)が参加されました。

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	計
第1クール	4	3	4	3	4	4	22
第2クール	3	3	4	2	3	3	18

⑤酒害相談員活動

昭和50年(1975年度)から酒害問題に関する経験や知識のある者を酒害相談員として酒害相談指導事業に取り組んでいます。平成30年度(2018年度)は、院内ミーティングを開催している精神科医療機関に酒害相談員の派遣希望調査を行い、派遣を実施しました。

○各病院 院内ミーティング等の育成の援助

No.	医療機関名	参加回数	事業名等	参加数
1	くまもと心療病院	2回	アルコール依存症院内ミーティング	14
2	明生病院	2回	〃	18
3	菊池有働病院	2回	〃	18
4	城ヶ崎病院	2回	〃	22
5	向陽台病院	1回	〃	10
6	あおば病院	1回	〃	5
7	酒井病院	1回	〃	8
8	吉田病院	2回	〃	50
合計		13回		146

2 薬物関連問題対策事業

薬物関連問題については、電話相談及び来所による専門医の相談をはじめ、リハビリ施設である熊本DARC及び自助グループとの連携を図り、本人及び家族への対応を行っています。

また、薬物関連問題に携わっている医療機関、その他の関係機関の職員を対象とした専門研修を行っています。

(1) 薬物関連問題相談

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
来所相談	1	0	2	2	1	4		1		1	1	1	14
電話相談	3	7	11	12	7	3	20	16	35	33	31	9	187
合計	4	7	13	14	8	7	20	17	35	34	32	10	201

(2) 依存症回復支援プログラム(KUMARPP)

薬物依存症当事者向けの回復支援プログラムである「SMARPP」を元にテキスト「KUMARPP」を作成し、熊本DARCのメンバーに協力いただき、月2回(24回)実施しました。延べ参加者数は178名でした。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
人数	19	13	22	17	17	15	19	11	15	11	7	12	178

(3) 熊本保護観察所との連携強化

KUMARPPの実施に伴い、熊本保護観察所との連携を強化しました。具体的には、熊本保護観察所の事業への協力等を行いました。

期 日	内 容	参加人数
5月11日(金)	薬物依存のある保護観察対象者などに対する地域支援に関する連絡協議会(関係機関として出席)	29
7月13日(金)	矯正施設に収容されている方の引受人会第1回(講師として出席)	40
10月12日(金)	矯正施設に収容されている方の引受人会第2回(講師として出席)	29
1月 7日(木)	矯正施設に収容されている方の引受人会第3回(講師として出席)	21
2月21日(木)	薬物依存のある保護観察対象者等に対する地域支援に関する連絡協議会(関係機関として出席)	26

3 依存症対策推進事業

本県では、平成28年(2016年)熊本地震の影響から被災者の飲酒リスクが高まるが懸念されていることから、平成29年9月からアルコール健康障害対策をはじめとした「依存症対策推進事業」に着手しました。当センターでは同年11月より(1)「依存症専門相談支援事業」及び(2)「普及啓発事業」の取組みを開始し、平成30年度(2018年度)からは依存症専門相談員を増員し、アルコールに留まらず薬物、ギャンブル、ネット、ゲーム、買い物依存にも相談対応しています。

(1) 依存症専門相談支援事業

依存症専門相談員による依存症に関する来所相談、訪問面接などを行いました。その活動実績は以下のとおりです。個別相談対応件数

	11月	12月	1月	2月	3月	計
来所相談		2	1	5	1	9
訪問相談	2					2
合計	2	2	1	5	1	11

(2) 普及啓発事業

① 依存症支援者研修会

依存症に関する知識の普及を目的に、支援者を対象とした「依存症支援者研修会」を開催しました。

期日・場所	内容	講師	参加人数
9月19日 (水)	【午前】 「ギャンブル依存症とその治療について」	国立病院機構 肥前精神医療センター 武藤 岳夫 医師	185名
くまもと県民交 流館パレア パレアホール	【午後】 「曖昧な“ほどほどに”は、もうやめませんか？具体的な節酒指導のコツ」	国立病院機構 肥前精神医療センター 福田 貴博 医師	

8 DV対策支援事業

精神保健福祉センターでは、被害者の自立支援のために(1)DV被害者のカウンセリング及び(2)DV被害者のグループミーティングを実施し、さらに被害者支援の一環としての加害者対策という位置づけで(3)DV加害者相談を行っています。

1 事業の内容

(1)DV被害者カウンセリング

精神保健福祉相談の枠内で、DV被害者の個別カウンセリングを精神科医師や臨床心理士が担当し実施しています。目的は、暴力により支配され続けてきた被害者が、主体性を取り戻し、再び自尊心をもって生きられるようになることを支援することです。

(2)DV被害者グループミーティング

平成16年(2004年)4月から臨床心理士や保健師等が担当し開催しています。目的は、個別カウンセリングと同じですが、加えて、同じ経験をした仲間とのエンパワメントにより、被害からの回復を促進することが大きな目的となります。DV被害者支援のなかで、危機介入的アプローチとは異なった長期的展望に立った支援という位置づけで取り組んでいます。

(3)DV加害者相談

DV被害者が安全な状態で自立できるようにするためには、加害者に対する何らかのアプローチが求められています。そこで、自己の暴力性に悩み、援助を求めている人に対して、精神科医師と臨床心理士が担当し加害者からの相談に対応しています。また、民間団体の行う加害者プログラムへの紹介も行っています。

2 事業の実績

(1)DV関係精神保健相談

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
来所 相談	新来		1	1	1	1	1		1	1	1	2	1	11
	継続											1		1
	小計		1	1	1	1	1		1	1	1	3	1	12
電話 相談	新規	1	2	1	1	2	1	3		3	2	2		18
	継続	1	5	3		1	1	8	3	1	3	3	1	30
	小計	2	7	4	1	3	2	11	3	4	5	5	1	48
合計		2	8	5	2	4	3	11	4	5	6	8	2	60

(2)DV被害者グループミーティング(月別参加者数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
人数	2	1	1	2	2	2	2	1	0	1	1	0	15

9 思春期精神保健対策事業

センターでは、昭和55年(1980年)から地域精神保健福祉業務の一環として、思春期精神保健に関する知識の普及や相談指導等の総合的対策を実施することによって、精神発達の途上にある者の精神的健康の保持増進及び適応障害の予防と早期発見を図ることを目的に事業を行っています。

1 事業の内容

思春期における様々な精神保健問題に総合的に取り組み、予防から事後指導にいたる一貫した対策事業を実施しました。

平成30年度(2018年度)の事業は次のとおりです。

- (1) 思春期精神保健対策専門研修会の開催
- (2) 思春期精神保健相談窓口の開設

2 事業の実績

(1) 思春期精神保健対策専門研修会(医療・保健・福祉・教育関係者対象)

昨年度は熊本地震により開催中止した当研修会を、例年どおり夏休みの期間に開催しました。県内の医療・保健・福祉・教育等の関係職員を対象に、思春期に起こりうる様々な問題に対処できる内容で企画しています。

8月2日に開催し、参加者は177名でした。

期日・場所	内容	講師	参加人数
8月2日(水) やつしろ ハーモニー ホール	【午前】講演 「若者のための自殺予防」 【午後】講演 「子どもが経験する恋愛とデートDV」	NPO 法人 自死遺族支援ネットワーク Re 代表 山口 和浩 氏 NPO 法人レジリエンス 代表 中島幸子 氏	177名

(2) 思春期精神保健相談(再掲)

平成30年度(2018年度)も思春期精神保健窓口を開設し、精神科医師、臨床心理士等が不登校、摂食障害、自傷行為、家庭内暴力等の相談にあたっています。相談件数は下表のとおりです。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
来所相談	6	6	5	2		4	5	2	3	2	2	2	39
電話相談	15	11	6	10	7	8	10	6	8	6	7	8	102
合計	21	17	11	12	7	12	15	8	11	8	9	10	141

10 自殺対策推進事業

全国の自殺者が平成23年(2011年)には14年連続で3万人を超える状態が続くなど、自殺問題は全国的に大きな社会問題となり、自殺対策は自殺の発生やその背景(年齢層、性別、産業構造等)に地域特性があることから、その地域の実態に即した自殺対策を実施することが必要とされています。

本県においても、平成19年度(2007年度)から3カ年厚生労働省の「地域自殺対策推進事業」に取り組み、「広報」「ネットワーク」「地域戦略」「人材育成」「教育」を柱に事業を展開してきました。

センターでは、その中の「ネットワーク」「人材育成」の位置づけで、①自殺予防研修会・遺族支援に関する研修会 ②自死遺族グループミーティング ③自死遺族相談 ④自殺予防電話相談 等を行っています。

また、平成21年度(2009年度)から内閣府「地域自殺対策緊急強化基金事業」として、①ゲートキーパー養成研修 ②自殺関連問題相談支援研修を追加し地域で自殺対策に取り組む人材の育成に努めています。さらに平成26年度(2014年度)からは地域における自殺対策の企画研修も実施しています。

また、平成25年度(2013年度)からは生きづらさを抱える若者への支援として、福祉・教育・医療・雇用等の関係機関と連携を行い、途切れない支援を行えるよう臨床心理士及び精神保健福祉士による相談支援体制を強化しました。

なお、基金事業は平成26年度(2014年度)で終了し、平成27年度(2015年度)からは新たな国交付金を活用して、事業を継続して実施しています。

1 自殺予防研修会・遺族支援に関する研修会(「教育研修」の項に詳細を掲載)

県健康福祉部職員、市町村職員、医療機関職員、産業保健・社会復帰施設他、各相談機関の職員等を対象に、自殺予防・遺族支援に必要な知識を習得することにより地域の自殺予防・遺族支援対策を推進することを目的として研修会を開催しています。

2 自死遺族グループミーティング(「普及啓発」の項に詳細を掲載)

大切な方を自死で亡くされた方々に対し、悩みや苦しみを分かち合う場を提供するとともに、専門スタッフがご遺族の支援をするミーティングを平成20年度(2008年度)から奇数月の第4木曜日に開催しています。また、平成27年度(2015年度)から、偶数月の第4木曜日は「地域版ミーティング」として各保健所で開催しています。

3 自死遺族相談

自死遺族の個別相談窓口を開設し、専任の公認心理師が相談にあたっています。
(毎月第2木曜日、偶数月第4木曜日)

4 九州沖縄一斉電話相談

9月9日の世界自殺予防デーから1週間の「自殺予防週間」に合わせ、九州ブロックで共通の相談期間を設け、相談時間を延長し、午前9時から午後9時の電話相談を実施しました。テレビ、新聞等のマスコミに取り上げてもらうことで、より多くの方々に関心を持っていただく機会となりました。
(相談件数124件)

5 ゲートキーパー養成研修(「教育研修」の項に詳細を掲載)

市町村職員、介護支援専門員、各相談機関の職員、精神保健福祉ボランティア等を対象に、自殺危機にある人のサインに気づき、理解を深め、安全確保を行いフォローしていくスキルを習得することにより地域の自殺予防を推進することを目的として研修会を開催しました。

11 精神医療審査会

平成14年度(2002年度)から、法律の改正により、従来本庁で行っていた関連業務を精神保健福祉センターで行っています。

なお、平成24年度(2012年度)からは、熊本市の政令市移行により新たに熊本市こころの健康センターが設置されたことに伴い、(措置入院の一部を除き、)熊本市内の医療機関入院者分は熊本市精神医療審査会が対応し、県は熊本市外の医療機関入院者分の審査に対応しています。

また、審査会専用の電話を設置し、退院等請求者に対応しています。

1 報告書等の審査状況

審査項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
審査会開催回数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
措置入院者の定期病状報告書	3	3	4	3	5	4	3	4	4	1	8	11	53
医療保護入院者の定期病状報告書	57	141	146	185	82	170	95	142	107	83	114	182	1,504
医療保護入院の入院届	153	198	201	252	164	223	147	205	167	139	160	220	2,229
合計	213	342	351	440	251	397	245	351	278	223	282	413	3,786

2 退院請求等の審査状況

審査項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
退院請求のみ	審査	1	2	3		2		1	2	4	2	2	1	20
	取下							1	2					3
退院・処遇改善請求	審査	2							1		2			5
	取下													
処遇改善請求のみ	審査				1									1
	取下													
合計	審査	3	2	3	1	2		1	3	4	4	2	1	26
	取下							1	2					3

12 自立支援医療及び精神障害者保健福祉手帳判定会

平成14年度(2002年度)から、法律の改正により、自立支援医療費(精神通院)の支給認定及び精神障害者保健福祉手帳の等級判定業務を精神保健福祉センターで行っています。(月2回の開催)

○ 判定件数

判定項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
自立支援医療申請	2,004	1,231	2,025	1,649	1,476	1,657	1,409	1,476	1,651	1,137	2,034	786	18,535
精神障害者保健福祉手帳	494	416	449	419	374	440	417	371	422	280	507	397	4,986
合計	2,498	1,647	2,474	2,068	1,850	2,097	1,826	1,847	2,073	1,417	2,541	1,183	23,521

13 ひきこもり地域支援センター事業

平成12年度(2000年度)より、ひきこもり対策事業に取り組んでいます。ひきこもりに悩んでいる当事者やご家族からの相談に対し、より適切に対応できるよう、平成27年(2015年)4月、当センター内に「熊本県ひきこもり地域支援センター ゆるここ」を開設しました(専用の相談電話を設置、専属のひきこもり支援コーディネーター2名、兼務の臨床心理士1名を配置)。

精神疾患が主な要因ではないひきこもり状態の方で、ご家族以外との交流を長く避けている方への支援を行っています。支援の対象は、原則熊本市外に在住の概ね18歳以上の本人及び家族、その支援者の方々です。

1 相談支援

(1)電話相談

○総件数

	男	女	不詳	合計
延数	637	225	42	904
実数	88	32	3	123

○相談者内訳

	本人	本人以外	機関	合計
延数	222	327	355	904
実数	31	92		123

○年代別 (実数)

10代	20代	30代	40代	50代	60代	不詳	合計
10	36	35	28	6	2	6	123

○居住地別 (実数)

熊本市	熊本市以外(内熊本県外+不詳)	合計
19	99(5)	123

(2)来所相談

○総件数

	男	女	合計
延数	210	102	312
実数	65	28	93

○相談者内訳

人数	本人	本人以外	合計
延数	183	129	312
実数	45	48	93

○年代別 (実数)

10代	20代	30代	40代	50代	機関	合計
6	38	30	14	5	0	93

○居住地別 (実数)

熊本市	熊本市以外	合計
14	79	93

(3)訪問(同行)相談

○総件数

人数	男	女	合計
延数	34	12	46
実数	13	2	15

○相談者内訳

人数	本人	本人以外	合計
延数	23	23	46
実数	7	8	15

○年代別 (実数)

10代	20代	30代	40代	50代	60代	合計
2	3	6	4	0	0	15

○居住地別 (実数)

熊本市	熊本市以外(熊本県外)	総数
2	13	15

2 出張相談会の開催

来所が困難な相談者に対し地域での相談会を実施するとともに、各市町村の相談窓口との連携を図り、相談者が身近な地域でサポートが受けられる体制作りを目指しています。

平成30年度は20回の相談会を実施しました。

	日程	地域		日程	地域
1	6月1日(金)	荒尾・玉名	11	6月8日(金)	宇土・宇城
2	10月12日(金)		12	10月19日(金)	
3	6月22日(金)	山鹿	13	7月13日(金)	八代
4	10月26日(金)		14	12月7日(金)	
5	7月6日(金)	阿蘇	15	7月9日(月)	人吉・球磨
6	11月30日(金)		16	11月26日(月)	
7	8月10日(金)	菊池	17	7月27日(金)	水俣・芦北
8	12月14日(金)		18	11月2日(金)	
9	7月20日(金)	上益城	19	6月15日(金)	天草・上天草
10	11月16日(金)		20	10月5日(金)	

3 本人の集い

(1)本人の集い「ゆるっとスペース“CoCo”」(通称:ゆるCoCo)

外出できるようになった本人の居場所として、他者との交流を図る場を設けています。

毎週金曜日開催の全ての方を対象にしているものと、毎月1回水曜日開催の女性を対象にしたものがあります。いずれも13時30分から行っています。

人数	男	女		合計	
		金曜	水曜	金曜	水曜
延べ	332	81	51	413	51
実	22	9	7	31	7

<実数 29名(うち9新規人)>

・20代 10人
 ・30代 9人
 ・40代 8人
 ・50代 2人

	開催日数	平均
金曜日	47日	8.8人
水曜日	12日	4.3人

*H29年度:金曜と水曜の合計
 開催日数 59日
 延べ参加人数 530人(実29人、平均9人)

(2)スペース開放(月曜グループ)

ゆるCoCo利用者を対象に、毎週月曜日(休日の場合は翌日)14時からゆるCoCoの部屋を開放しています。

人数	男	女	合計
延べ	91	14	105
実	11	2	13

*H29年度 開催日数 51日
 延べ参加人数 174人(実10人、平均3.4人)

開放日数	50日	平均	2.1人
------	-----	----	------

4 家族セミナー

家族が孤立するのを防ぎ、悩みを共有したり対応を学ぶ場を設けています。

平成30年度 開催日	内 容	参加人数
第1回 4月18日(水)	「ひきこもりの理解と対応」～本人の応援団になろう～	11人
第2回 6月20日(水)	「よりよい家族間コミュニケーション」について学ぼう(1)基礎編	8人
第3回 8月15日(水)	「よりよい家族間コミュニケーション」について学ぼう(2)実践編	8人
第4回 10月17日(水)	「本人のサポート資源(生活・訓練・就労)等」について	13人
第5回 12月19日(水)	「本人を支える家族のかかわり」について	12人
第6回 2月20日(水)	「ご本人の体験談」を聞いてみよう	10人

5 一般及び支援者向け講演会・研修会

日 程:平成30年11月21日(月)

- ① 一般向け講演会「ひきこもりの理解と対応の基本」(参加者123人)
対象:本人、家族、ひきこもり支援に関心のある方、支援を行う立場にある方
- ② 支援者向け研修会「ひきこもる人を抱える家族への支援」(参加者106人)
対象:医療・福祉・保健・教育・行政などの支援者

講 師:斎藤 まさ子氏 (新潟県青陵大学大学院看護学研究科教授)

場 所:くまもと県民交流館 パレア

6 研修講師

当センターや他機関が開催する研修会において講師としてひきこもり地域支援センターの取り組みや支援に関する話をする事により、啓発や支援者養成に寄与するとともに、関係機関との連携を図っています。

以下の研修会の他、「7 ひきこもりピアサポーター活動」に記載のピアサポーターの活動先でも講話をしています。

主な派遣先

- ・八代市社会福祉協議会主催「ひなたでカフェ(6月開催)」(6月27日)
- ・平成30年度生活困窮者自立相談支援事業従事者養成研修(11月29日)
- ・水俣市社会福祉協議会平成30年度第2回ひきこもり支援研修会(12月25日)

7 ひきこもりピアサポーター活動

平成27年度から、「ひきこもり本人の集い」利用者を対象に、①体験発表②居場所運営サポート③訪問支援などのピアサポート活動に関心がある方をピアサポーターとして養成しており、当センター主催の研修の他、県内各地から依頼があった関係事業へ派遣を行い、主に体験発表を通しての啓発活動を行っています。

平成29年度は延べ20人、平成30年度も延べ22人の方が活動を行いました。

日時	内容	場所	対応人数
5月 5日	研修会等での体験発表	志成館八代教育会館	1
5月23日		天草地域振興局	1
6月 4日		八代地域振興局	1
6月 7日		嘉島町民会館	1
6月11日		菊池地域振興局	1
6月13日	相談者本人面談	熊本県精神保健センター	1
7月13日	研修会等での体験発表	熊本社会福祉専門学校	1
7月19日		熊本県精神保健センター	1
9月 5日	相談者本人面談	熊本県精神保健センター	1
11月 8日	研修会等での体験発表	嘉島町役場	1
11月16日	相談者本人面談同席	当センター	1
11月21日	講演会スタッフ補助	くまもと県民交流会館パレア	4
12月19日	相談者家族面談同席	熊本県精神保健センター	1
2月14日	相談者本人面談同席	芦北町地域活性化センター	1
2月19日	家族セミナーでの体験発表	熊本県精神保健センター	2
2月22日	研修会での体験発表	熊本県精神保健センター	1
2月27日		熊本県精神保健センター	1
3月 7日	相談者本人面談同席	芦北町地域活性化センター	1

8 啓発・情報発信

- (1)ホームページでの情報発信
- (2)ラジオ・新聞・データ放送などメディアでの情報発信
- (3)市町村広報
- (4)各種研修会等での業務説明・リーフレット配布

14 熊本地震被災者支援事業

平成28年(2016年)4月14日の前震(震度7M6.5), 4月16日の本震(震度7M7.3)の大規模災害(熊本地震)が2回あり、甚大な災害が起こった。当センターでは、災害ストレスにより新たに惹起された精神的問題を抱える住民への対応に追われたが、平成28年(2016年)10月に熊本こころのケアセンターが開設された以降は、災害被災者の直接的な相談支援は減少した。平成30年度(2018年度)は熊本こころのケアセンターと協働した活動となった。

1 技術支援

(1) 個別ケースの処遇についての技術指導・援助

来所	電話	検討会	アウトリーチ	合計
0	2	1	1	4

(2) 関係機関の事業等への技術指導・援助(助言)

来所	電話	検討会	合計
3	7	0	10

(3) 関係機関の事業等への技術指導・援助(出張分)

保健所	市町村	医療機関	その他	合計
4	28	2	7	41

2 災害対応人材育成

被災地市町村職員、支え合い支援センター職員など災害支援を行う人材育成研修会を開催した。

月日	場所	内容	参加者数
①5月23日(水) ②6月4日(月) ③6月7日(木) ④6月11日(月)	①天草地域振興局 ②八代地域振興局 ③嘉島町民会館 ④菊池地域振興局	地域精神保健福祉担当者研修会 コミュニケーションスキル～より良い相談対応のコツ～ こころのケアセンター 臨床心理士 藤野 智子	①15人 ②37人 ③48人 ④72人 合計 172人
8月8日・9日	熊本パレオホール	サイコロジカル・リカバリースキル(SPR)講師 兵庫こころのケアセンター 大澤智子	44
10月10日	ウエルパル熊本	サイコロジカル・ファーストエイド(PFA) 講師 兵庫こころのケアセンター 大澤智子	116
11月14日	県庁地下大会議室	熊本で学ぶ災害復興期のこころのケア	160
3月6日	県庁新館研修室	DPAT 活動実践研修	71

3 こころのケアセンターとの協働業務

市町村巡回による意見交換会

平成30年(2018年)6月～7月にかけて市町村を巡り、被災者支援の現状や役場職員のメンタルヘルスについて聞き取りを実施した。さらに、こころのケアセンターが実施した「こころとからだの健康調査」の報告と市町村保健師から被災者支援の現状、課題についての情報収集や意見交換を行った。

4 嘉島町職員のメンタルヘルス支援

平成30年(2018年)11月20日に役場職員を対象にメンタルヘルス研修会を開催した。この研修会は嘉島町総務課から依頼があったものである。参加は96名、内容は下記のとおり。

- 1 「職場のメンタルヘルス」 精神保健福祉センター所長 富田 正徳
- 2 「グッドなコミュニケーションのヒント」 同センター 保健師 宮本 靖子

Ⅲ 学会・研究会活動報告

1 熊本アルコール関連問題学会

本会は、熊本県におけるアルコール依存症等の治療に関する研究・研修を目的に、県内のアルコール依存症等の治療の関係職員を会員として、昭和58年(1983年)に発足し、年1回の学会を開催しています。当センターは本会の事務局窓口を担当し、企画・運営に協力しています。

平成30年度(2018年度)は、第34回熊本アルコール関連問題学会として、平成30年(2018年)11月10日(土)に、熊本県庁地下大会議室において開催しました。参加者は94名でした。

(1) 総会

(2) 研究発表

「病院から地域へ～作業を介した本人の「語り」から地域断酒会へ繋がった事例～」

八代更生病院 作業療法士 濱田 拓哉 氏

(3) 「完成目前！熊本県アルコール健康障害対策推進計画～その前に～もう一步踏み込んで」

ミニ講演「熊本県アルコール推進計画の素案報告」

あおば病院副院長 県アルコール健康障害対策推進協議会委員 久我 義隆 氏

「三重県アルコール推進計画と現在」(動画講演)

かすみがうらクリニック副院長 猪野 亜朗 氏

討論会 司会 県精神保健福祉センター所長

富田 正徳 氏

登壇者 益城病院院長

松永 哲夫 氏

県アルコール健康障害対策推進協議会委員

あおば病院副院長 久我 義隆 氏

県アルコール健康障害対策推進協議会委員

県立こころの医療センター名誉院長病院 濱本 純一 氏

県アルコール健康障害対策推進協議会委員

菊陽病院 精神保健福祉士 村上 幸大 氏

(4) 全体討議

2 熊本精神科リハビリテーション研究会

本研究会は、熊本県における精神科リハビリテーションに関する研究・研修を目的に、県内で精神障がい者のリハビリテーションの実践に携わっている関係職員を会員として、平成4年(1992年)に発足しました。当センターは本研究会の事務局を担当し、年1回の研修会開催に関する企画・運営に協力しています。

平成30年度(2018年度)は第35回熊本精神科リハビリテーション研究会総会及び研究会を平成30年(2018年)1月3日(土)に熊本県医師会館で開催しました。

(1)総会

(2)演題発表及び講演

○ 演題発表

演題1 「下通り心身医療クリニックにおけるこどもデイケアの取組み」

発表者 下通り心身医療クリニック 河野 貴之氏(心理士)

演題2 「熊本心身医療クリニックにおける復興支援デイケアの現状」

発表者 熊本心身医療クリニック 斐 美沙氏(心理士)、赤星 弘美氏(心理士)

演題3 「中年期のひきこもり者への支援～相談支援事業所に地域の支援機関での関わりを通して～」

発表者 社会医療法人 芳和会 きくよう地域生活支援センター 梅野 由美子氏(相談支援専門員)

演題4 「熊本県ひきこもり地域支援センター”ゆるここ”の取組み」

発表者 熊本県ひきこもり地域支援センター

増井 沙奈江氏(支援コーディネーター)、開 藍加(支援コーディネーター)

○ 講演:「引きこもりの理解と協力を支援の在り方について」～多職種連携によるアウトリーチ支援について～

講師 NPO 法人 スチューデント・サポート・フェイス 代表理事 谷口 仁史 氏

3 第54回全国精神保健福祉センター研究協議会

一般演題発表

1 日 時 :平成30年10月23日(火)～24日(水)

2 会 場 :ホテル福島グリーンパレス

3 発表者 :勝屋 朗子 他6名

4 発表要旨 :熊本県精神保健福祉センターでは、平成20年度より自死遺族会「かたらんね」の開催及び個別相談を実施してきた。会には10年間で延213人の参加者があり、子を亡くした母親の参加が最も多かった。会の意義としては、同じ体験をしたもの同士で安心して語り合える場の提供が大きいと考えられた。一方、会の中で他者の話を聞くことにより辛くなる参加者もいることがわかり、会と個別相談では異なるニーズがあることが示唆された。

精神保健福祉センター運営要領

平成8年1月19日 健医発第57号
各都道府県知事・各指定都市市長宛
厚生省保健医療局長通知

(注)平成25年4月26日障発0426第6号による改正現在

精神保健福祉センター(以下「センター」という。)は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「法」という。)第6条に規定されているとおり、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、調査研究を行い、並びに相談及び指導のうち複雑困難なものを行うとともに、精神医療審査会の事務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第53条第1項及び法第45条第1項の申請に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行う施設であって、次により都道府県(指定都市を含む。以下同じ。)における精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとして、地域精神保健福祉活動推進の中核となる機能を備えなければならない。

1 センターの目標

センターの目標は、地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助に至るまで、広範囲にわたっている。

この目標を達成するためには、保健所及び市町村が行う精神保健福祉業務が効果的に展開されるよう、積極的に技術指導及び技術援助を行うほか、その他の医療、福祉、労働、教育、産業等の精神保健福祉関係諸機関(以下「関係諸機関」という。)と緊密に連携を図ることが必要である。

2 センターの組織

センターの組織は、原則として総務部門、地域精神保健福祉部門、教育研修部門、調査研究部門、精神保健福祉相談部門、精神医療審査会事務部門及び自立支援医療(精神通院医療)・精神障害者保健福祉手帳判定部門等をもって構成する。

職員の構成については、所長のほか、次の職員を擁することとするが、業務に支障がないときは、職務の共通するものについて他の相談機関等と兼務することも差し支えないこと。

なお、ここで示す職員の構成は、標準的な考え方を示すものである。

医師(精神科の診療に十分な経験を有するものであること。)

精神保健福祉士

臨床心理技術者

保健師

看護師

作業療法士

その他センターの業務を行うために必要な職員

また、その職員のうち精神保健福祉相談員の職を置くよう努めるとともに、所長には、精神保健福祉に造詣の深い医師を充てることが望ましいこと。

3 センターの業務

センターの業務は、企画立案、技術指導及び技術援助、人材育成、普及啓発、調査研究、資料の収集、分析及び提供、精神保健福祉相談、組織の育成、精神医療審査会の審査に関する事務並びに自立支援医療(精神通院医療)及び精神障害者保健福祉手帳の判定などに大別されるが、それらは極めて密接な関係にあり、これらの業務の総合的な推進によって地域精神保健福祉活動の実践が行われなければならない。

(1) 企画立案

地域精神保健福祉を推進するため、都道府県の精神保健福祉主管部局及び関係諸機関に対し、専門的立場から、社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項等を含め、精神保健福祉に関する提案、意見具申等をする。

(2)技術指導及び技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から、積極的な技術指導及び技術援助を行う。

(3)人材育成

保健所、市町村、福祉事務所、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスを行う事業所等その他の関係機関等で精神保健福祉業務に従事する職員等に、専門的研修等の教育研修を行い、人材の育成技術的水準の向上を図る。

(4)普及啓発

都道府県規模で一般住民に対し精神保健福祉の知識、精神障害についての正しい知識、精神障害者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、保健所及び市町村が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行う。

(5)調査研究

地域精神保健福祉活動の推進並びに精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進等についての調査研究をするとともに、必要な統計及び資料を収集整備し、都道府県、保健所、市町村等が行う精神保健福祉活動が効果的に展開できるよう資料を提供する。

(6)精神保健福祉相談

センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑又は困難なものを行う。心の健康相談から、精神医療に係る相談、社会復帰相談をはじめ、アルコール、薬物、思春期、認知症等の特定相談を含め、精神保健福祉全般の相談を実施する。センターは、これらの事例についての相談指導を行うためには、総合的技術センターとしての立場から適切な対応を行うとともに、必要に応じて関係諸機関の協力を求めるものとする。

(7)組織育成

地域精神保健福祉の向上を図るためには、地域住民による組織的活動が必要である。このため、センターは、家族会、患者会、社会復帰事業団体など都道府県単位の組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力する。

(8)精神医療審査会の審査に関する事務

精神医療審査会の開催事務及び審査遂行上必要な調査その他当該審査会の審査に関する事務を行うものとする。また、法第38条の4の規定による請求等の受付についても、精神保健福祉センターにおいて行うなど審査の客観性、独立性を確保できる体制を整えるものとする。

(9)自立支援医療(精神通院医療)及び精神障害者保健福祉手帳の判定

センターは、法第45条第1項の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定業務及び障害者総合支援法第52条第1項の規定による自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を行うものとする。

4 その他

(1)センターは、診療機能や、デイケア、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス等のリハビリテーション機能をもつことが望ましい。診療機能及びリハビリテーション機能をもつに際しては、精神医療審査会事務並びに自立支援医療(精神通院医療)費公費負担及び精神障害者保健福祉手帳の判定を行うことから、その判定等が公正に行われるよう、透明性及び公平性の確保に配慮する必要がある。

(2)心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)による地域社会における処遇については、保護観察所長が定める処遇の実施計画に基づき、地域精神保健福祉業務の一環として実施されるものであり、センターにおいても保護観察所等関係機関相互の連携により必要な対応を行うことが求められる。

(3)その他、センターは、地域の実情に応じ、精神保健福祉の分野における技術的中枢として、必要な業務を行う。